

職場意識改善計画

平成 年 月 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	(1年度目) 事業所内における話し合いの機会を整備するため労働時間等改善委員会を設置する。 委員の任期や委員会の運営等について必要な事項を盛り込んだ運営規定を策定する。
	(2年度目) 設置した労働時間等設定改善委員会の定期的な開催を実施する。 労働時間等設定改善委員会では年次有給休暇の計画、労働時間制度の見直しなど様々な議題を扱うこととし、年4回を目標として定期的な委員会の開催を実施し、労働者代表と定期的な意見交換を実施することにより、事業所内の労働時間等の設定の改善に努めたい。
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度目) 事業所内の職場意識を改善するため労働者からの苦情、意見、要望を受け付けるための担当者を選任し、労働時間等の改善のための意見、要望等の受付体制を整備する。 また労働者に対しても受付体制や担当者について周知を図る。
	(2年度目) 労働者からの苦情、意見、要望を受け付けるための担当者の労働者への周知徹底を図るとともに、受付窓口を設置するなど受付しやすい体制の整備を図る。 又、労働時間等の改善を進めるための責任者を配置し労働者に周知を図る。
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目) 職場内の労働者に対して職場意識改善計画の周知を図るため事務所等の見やすい場所への掲示を行い、周知徹底を図る。
	(2年度目) 1年目に引き続き、労働者への周知として職場意識改善計画のポイントをまとめたリーフレットを作成するなどして労働者全員に配布し、より一層の周知徹底を図り、労働者の意識改革をも図りたい。
②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目) 労働時間等の設定の改善に向けた職場意識改善の必要性等について研修会を最低1回開催し、管理職及び労働者への周知徹底を図る。
	(2年度目) 1年目に引き続き研修会を複数回開催することとし、職場意識改善を図るため外部講師等を招いた研修会を最低1回開催する。 それにより、管理職及び労働者へのより一層の意識改善に努める。

職場意識改善計画

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	<p>(1年度目) 年次有給休暇の取得を促進するため、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を実施する。 又、個人別の年次有給休暇取得計画表（休暇管理簿）を作成し、取得予定や取得実績等の状況を把握できるようにする。</p> <p>(2年度目) 計画的付与制度の職場への周知を図るとともに、取得がすすんでいない部署や労働者に対して注意喚起を行い、年次有給休暇の取得促進を図る。</p>
②所定外労働削減のための措置	<p>(1年度目) 管理職や労働者への労働時間への意識改革を行うとともに、所定外労働を削減する具体的な取組としてノー残業デーを導入し週1日は残業しない日を設定する。事務所内への掲示等により労働者に周知徹底を図る。</p> <p>(2年度目) 要員配置等を見直して所定外労働を前提とした業務体制から、これを前提としない業務体制へと改善していく。 計画的に効率のよい仕事を遂行するよう努める。</p>
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	<p>(1年度目) 変形労働時間やフレックスタイム制など、労働者の多様な事情等に対応した新たな労働時間制度の導入を検討する。 導入に際しては、業務の実態を把握した上で、労働者の要望を踏まえ、十分な検討を行い導入する。</p> <p>(2年度目) 1年度目に導入した変形労働時間制について、実績を踏まえ、同制度が適切に活用されているかの検証を行い、必要な修正を行う。</p>
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	<p>(1年度目) 1か月60時間を超える時間外労働者に係る割増賃金率を50%とした上で年次有給休暇取得状況の確認制度を導入する。 又、年5日以上年次有給休暇の計画的付与制度を実施する。</p>